

別記様式第48号（第103条関係）

営 業 の 方 法	
営 業 所 の 名 称	スナック秋田
営 業 所 の 所 在 地	秋田市山王三丁目〇番〇号 〇〇ビル1階
営 業 時 間	午前 7時 00分から 午前 2時 00分まで 午後 午後
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 客の求めに応じ、総菜のほか、ピーナッツ、サラミ等の乾きものやフルーツを提供する。
酒 類 の 提 供	提供する酒類の種類及び提供の方法 客の求めに応じ、ビール、ウイスキー、焼酎を提供する。
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 未成年者か不明な場合は、身分証明書の提示を求めて確認する。
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容 例1：不特定の客にカラオケを勧めて歌わせる。 例2：生バンドの演奏を客に聴かせる。
	時 間 帯 午前 7時 00分から 午前 0時 00分まで 午後 午後
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を

防止する方法を記載すること。

- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。